

グループホームの状況

居住支援部会 伊藤成康

1. グループホームとは

障害者(知的、精神、身体、難病) が、地域で支援者に支えられながら生活していく為の事業。事業所としては4名以上必要で、2名以上の共同生活住居が基本。居室は1人4畳半以上必要なので、個室保障が殆ど。1住居の定員は4名-6名が多い。(高齢施設に比べ殆どが小規模な家庭的な空間保障である)

また、今年度から、1名の住居の「サテライト事業」が認められたが、あくまで単身生活に向けての練習としての生活の場。

グループホームの生活では、身のまわりの世話だけでなく、利用者の状況に合わせて、夜間支援や健康管理等も行い、より重度の人の支援では、入浴や食事、トイレの支援も行っている。

★グループホームの制度は

○国の制度としては、1989年に知的グループホーム、1993年に精神グループホームが制度化した。その後、身障者、難病者利用も追加されてきた。

○2006年の障害者自立支援法で「グループホーム」と「ケアホーム」の障害程度別に分かれたが、2014年4月の「一元化」で、グループホーム(共同生活援助)に統一された。事業としては65歳を過ぎても利用可であり、国も「重症化・高齢化」の今後の対応が必要としている。

2. 吹田市内のグループホーム

吹田市内には、約1000名の成人期の障害者が日中作業所等に通っていますが、その内、グループホームを利用する知的と精神の利用者は約280名程です。吹田市内に18の法人・事業体が55のグループホーム(居住数 約130)を運営。130の居住数のうち、半分が府営・市営住宅を利用。他は、自前建設住居か一戸建ての賃貸住宅を利用。マンション利用も少しある。

★グループホームへの利用希望

どこの事業所もほぼ満員で、入居の希望は沢山ある。施設や病院からの地域移行や、親の高齢化や親亡き後の自立生活の場等、市内だけでも常時100名以上のニーズはあると思われる。

3. グループホームの課題

○新規開設が厳しい事 (住宅の確保、地域の反対、消防法や住宅基準法の制約)

○開設しても、支援者(職員)の確保が厳しい。(景気も良く介護離れの上に、夜間勤務なので)

○報酬が低く、専従の職員の配置が厳しい。(小規模事業所は特に厳しく他事業との兼任となる)

○医療ケアや、強度行動障害や全介助等の複数支援の必要な人は、重厚な支援体制がないと厳しく、体制を整えても・・・事業所が大幅な赤字となる。

○介護のない軽度の人でも、反社会的な課題の人も多く、専門的な支援が必要。

○入院時の付添支援や、金銭管理から当人の葬儀まで・・・暮らしに関わる多様な支援が必要だが、殆どが報酬には反映されていない。地域の社会資源とのネットワークの構築も必要。

4 必要な対策

- 地域の反対に対する、障害者理解の為の啓蒙・啓発活動。自治会と連携した取り組みも。
- 消防法・住基法の緩和策と、厳しい法律に見合う住居確保の為の住宅建設・改修の補助金。
- 住宅確保の為に、日常的に不動産会社との情報ネットワークを進めていく。
- 吹田市内の事業所が協力して、人材確保の為の取り組みを進めていく。合同求人説明会等
- 人材確保の為に、国の大幅な報酬アップが重要。自治体からの運営費補助も必要。
- 入院時の付添支援補助や金銭管理制度や成年後見制度等、地域生活の支援制度の充実が必要。